植物及び地域

〇農林水産省告示第七百二十号

に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定シア種のスウィートオレンジ及びレモンの生果実 共和国から発送されるグレープフルーツ、バレン七十三号)別表二の付表第三十九のアルゼンチン植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第

として指定した地域で生産されたものであるこ物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地区ゼンチン共和国のうち、アルゼンチン共和国植ドオレンジ及びレモンの生果実であって、アルグレープフルーツ、バレンシア種のスウィーグレープフルーツ、バレンシア種のスウィー 平成十五年四月二十五日 農林水産大臣 亀井 善之 ア

輸送方法

であること。 船積貨物又は航空貨物として輸入されたもの

検査及び証明

防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付し る旨記載されているアルゼンチン共和国植物 植物が付着していないことを認め、又は信ず 査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動 てあるものであること。

が特記されていること。 一の植物検疫証明書には、 チチュウカイミバエに侵されていない 次に掲げる事項

五の消毒が行われたものであること。

であること。

アルゼンチン共和国植物防疫機関により検

六 植物防疫官による確認 たものであること。

ア 関と共同して、次により行うものとすること。 との確認は、アルゼンチン共和国植物防疫機 ○の植物防疫官による消毒が実施されたこ が行われたことを確認すること。 合にあっては、当該施設において五の消毒 低温処理施設において消毒が行われる場

防疫機関による封印がなされていること。 束ねたこん包には、アルゼンチン共和国植物 行う場合にあっては、生果実の各こん包又は下「低温処理施設」という。)において消毒を アルゼンチン共和国内の低温処理施設(以

れていること。 う場合にあっては、船舶の各船倉にはアルゼ「低温処理船舶」という。)において消毒を行 ンチン共和国植物防疫機関による封印がなさ 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー

機関による封印がなされていること。 コンテナー にはアルゼンチン共和国植物防疫 いて消毒を行う場合にあっては、各低温処理 (以下「低温処理コンテナー」という。)にお

れたコンテナーには、

輸出植物検疫が終了して

いる旨及び仕向地が日本である旨の表示がなさ

五

理が行われたものであること。 コンテナーにおいて、次の方法による低温処 低温処理施設、低温処理船舶及び低温処理 グレープフルーツについては、生果実の

中心部が摂氏一・九度となった後引き続き 十九日間、 摂氏二・三度以下で消毒するこ バレンシア種のスウィートオレンジにつ

ウ レモンについては、生果実の中心部が摂 なった後引き続き二十一日間、摂氏二・二 いては、生果実の中心部が摂氏一・九度と 度以下で消毒すること。

摂氏二・二度以下で消毒すること。 氏一・九度となった後引き続き十九日間、

な施設及び設備を有するものとして指定され 国植物防疫機関により一の消毒のために適切 コンテナーは、あらかじめアルゼンチン共和 低温処理施設、低温処理船舶及び低温処理

れたことが植物防疫官により確認されるこ 三の○の検査及び五の消毒が的確に実施さ

出港においては五の消毒が開始されたこと おいて消毒が行われる場合にあっては、輸

低温処理船舶又は低温処理コンテナー

を、輸入港においては当該消毒が終了して いることをそれぞれ確認すること。

四

七

積込み時の措置

海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶(以下

八 表示 ر چ 実のこん包、束ねたこん包又はこん包が収納さ 三の○の検査及び五の消毒が行われた各生果

低温処理施設において五により消毒された各

侵されることのないための措置がとられている むときは、当該生果実がチチュウカイミバエに 生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込